

第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：平成29年3月23日（木）10：00～

場 所：エスポワールいわて 2階 大ホール

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(2) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について

3 そ の 他

4 閉 会

いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(平成28年7月14日現在)

氏名	役職名等	備考
大粒来 宏 美	有限会社丸大県北農林 取締役	
岡 田 秀 二	富士大学 学長	
小山田 四 一	一戸町立図書館 館長	
國 崎 貴 嗣	岩手大学農学部（環境科学系） 准教授	欠席
佐 藤 重 昭	徳清倉庫株式会社 代表取締役	
佐 藤 誠 司	岩手県商工会議所連合会 盛岡事務局長	
安 原 昌 佑	岩手県保護司会 河南分区長	
吉 田 敏 恵	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	欠席
吉 野 英 岐	岩手県立大学総合政策学部 学部長	
若 生 和 江	環境アドバイザー	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 平成28年7月14日～平成30年7月13日

第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監	阿 部 義 樹	
林業振興課 総括課長	佐々木 隆	
技術主幹兼振興担当課長	西 島 洋 一	
主任主査	高 芝 俊 雄	
主任主査	木戸口 佐 織	
主 査	三 上 昭 典	
主 事	山 本 有 美	
森林整備課 技術主幹兼計画担当課長	久 慈 敏	
主任主査	小 澤 洋 一	
主任主査	菊 地 明 子	
盛岡広域振興局林務部 主任主査	土 橋 浩	
盛岡広域振興局林務部 主 査	井 上 克 博	
盛岡広域振興局林務部 いわて環境の森整備推進員	小 林 静 夫	
盛岡広域振興局林務部 いわて環境の森整備推進員	藤 田 隆 二	
県南広域振興局林務部 主 査	赤 座 直 輝	
花巻農林振興センター 主任行政専門員	照 井 重 光	
花巻農林振興センター いわて環境の森整備推進員	菊 池 継 彦	
遠野農林振興センター 主任主査	佐 藤 一 哉	
遠野農林振興センター 上席林業普及指導員	須 藤 勝 吉	
遠野農林振興センター いわて環境の森整備推進員	鈴 木 晴 美	
一関農林振興センター 上席林業普及指導員	畠 山 雅 史	
沿岸広域振興局農林部 主任主査	松 田 悟	
宮古農林振興センター林務室 技 師	畠 山 智 樹	
岩泉林務出張所 上席林業普及指導員	菅 原 誠 司	
大船渡農林振興センター 主任主査	高 橋 美 恵 子	
大船渡農林振興センター 技 師	小 川 茜	
県北広域振興局林務部 主査林業普及指導員	金 田 弘 次	
県北広域振興局林務部 技 師	小 原 健 史	
二戸農林振興センター林務室 林業振興課長	鈴 木 清 人	
二戸農林振興センター林務室 主 任	高 坂 達 也	

平成 28 年度いわて環境の森整備事業 施工地選定審査基準(審査)

いわて環境の森整備事業の施工地選定審査に当たっては、下表に掲げる基準を満たしているものを適とする。

審査項目		審査基準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		④ 保安林である場合は、治山事業等で実施することが困難であること。
採択基準	⑤ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。	
	⑥ 対象齢級は、原則として4から10齢級であること。 ただし、3齢級以下及び11齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものであること。	
	⑦ 1 施工地の面積は、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方（団地性の判断）については、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であるものとする。（概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。）	
森林所有者に関する事項	⑧ 協定書の締結に同意していること。 (現時点では口頭による確認)	

平成28年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号		市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
001	16	103	盛岡市	上米内	白石 地内	スギ、カラマツ	7.35	30	岩手県森林整備協同組合	
002	16	104	紫波町	江柄	岩ノ沢 地内	スギ	1.14	28	岩手県森林整備協同組合	
003	16	105	紫波町	赤沢	行人平 地内	スギ、ヒノキ	17.33	17～57	株式会社イワリン	スギ 52～57年生 3.16ha
004	16	106	雫石町	長山	盆花平ほか 地内	スギ	1.70	31～38	盛岡広域森林組合	
005	16	107	雫石町	上野	横欠 地内	スギ	2.37	37,41	盛岡広域森林組合	
006	16	108	奥州市	江刺区藤里	日照田ほか 地内	スギ、ヒノキ	5.94	15～35	岩手県森林整備協同組合	スギ 15年生 0.31ha
007	16	109	奥州市	衣川区	西風山ほか 地内	スギ	4.13	35～48	岩手県森林整備協同組合	
008	16	110	奥州市	胆沢区若柳	愛宕ほか 地内	スギ	3.57	20～55	奥州地方森林組合	スギ 55年生 0.41ha
009	16	111	花巻市	湯口	大沢ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.83	20～49	岩手県森林整備協同組合	
010	16	112	花巻市	大迫町外川目	第18地割ほか 地内	スギ	2.00	20	岩手県森林整備協同組合	水源涵養保安林 2.00ha
011	16	113	花巻市	大迫町亀ヶ森	第41地割ほか 地内	スギ、ヒノキ	10.17	19～47	花巻市森林組合	水源涵養保安林 0.68ha
012	16	114	花巻市	大迫町亀ヶ森	第13地割ほか 地内	スギ	2.36	25～45	岩手県森林整備協同組合	
013	16	115	花巻市	石鳥谷町	新堀第60地割ほか 地内	スギ、ヒノキ	4.70	25～49	岩手県森林組合連合会	
014	16	116	花巻市	東和町	上浮田2区ほか 地内	スギ、ヒノキ	5.60	17～49	クイック株式会社	
015	16	117	遠野市	宮守町	達曾部 地内	スギ	1.41	22	岩手県森林整備協同組合	
016	16	118	一関市	舞川	荷掛場ほか 地内	スギ、ヒノキ	2.98	18～50	一関地方森林組合	
017	16	119	一関市	舞川	三枚屋敷ほか 地内	スギ	7.73	17～56	一関地方森林組合	スギ 56年生 0.12ha
018	16	120	一関市	舞川	小塚ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.08	19～57	一関地方森林組合	スギ 55～57年生 0.94ha
019	16	121	一関市	舞川	山根ほか 地内	スギ	5.22	33～50	一関地方森林組合	土砂流出防備保安林 2.50ha
020	16	122	一関市	萩荘	打ノ目ほか 地内	スギ	1.89	46～50	一関地方森林組合	
021	16	123	一関市	花泉町花泉	林ノ沢 地内	スギ、ヒノキ	4.85	16,18	一関地方森林組合	
022	16	124	一関市	花泉町花泉	阿惣沢ほか 地内	スギ	3.40	33～48	岩手県森林整備協同組合	
023	16	125	一関市	千厩町奥玉	竹ノ下ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.17	18～50	一関地方森林組合	
024	16	126	一関市	千厩町小梨	大浜ほか 地内	スギ、ヒノキ	1.73	16～50	一関地方森林組合	
025	16	127	一関市	大東町猿沢	金取南沢ほか 地内	スギ、ヒノキ	8.95	31～59	一関地方森林組合	スギ 58～59年生 1.33ha

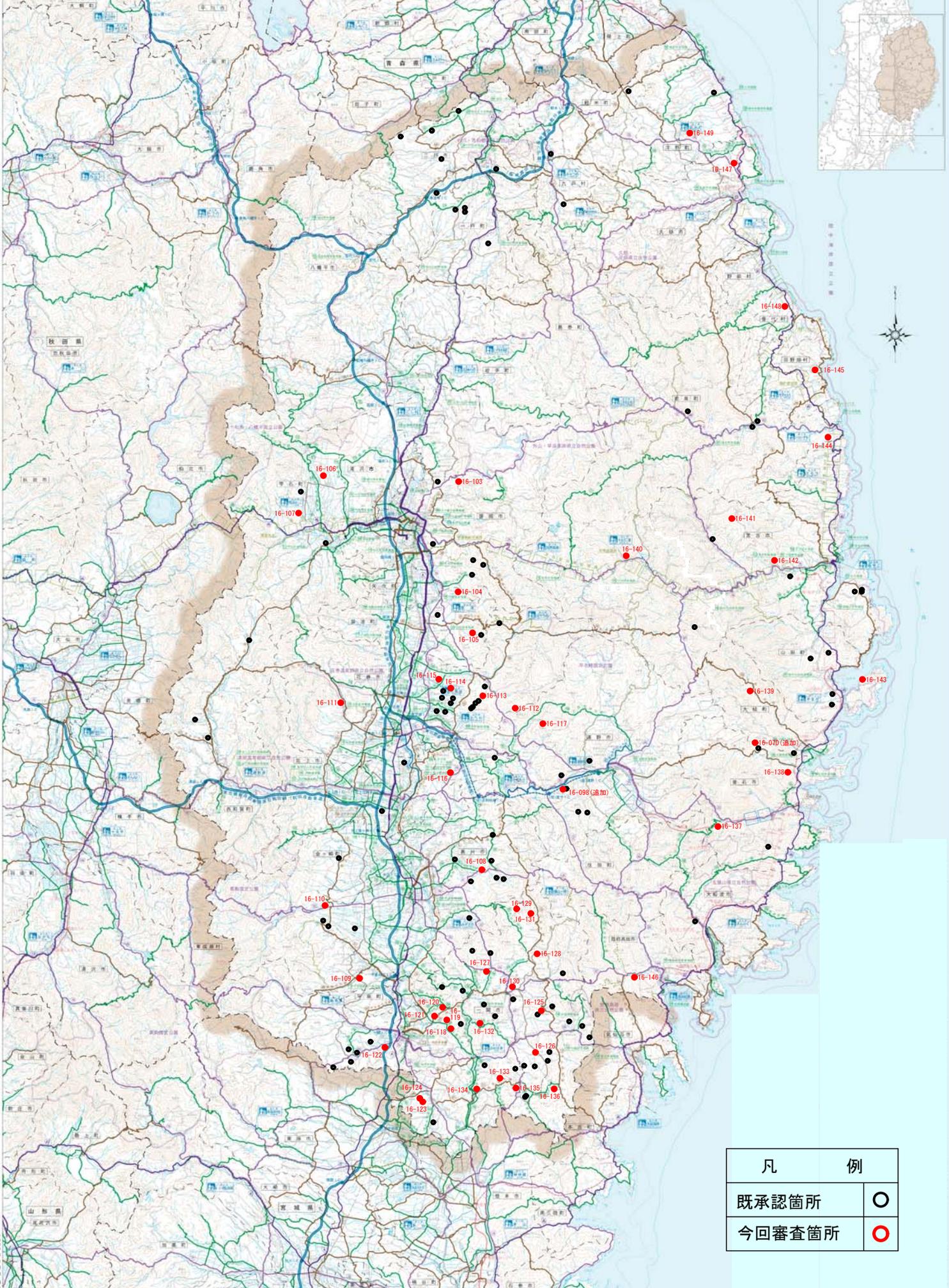
平成28年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号		市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
026	16	128	一関市	大東町鳥海	菖蒲沢 地内	スギ	4.44	35～49	一関地方森林組合	
027	16	129	一関市	大東町鳥海	物沢 地内	スギ	11.40	44	一関地方森林組合	
028	16	130	一関市	大東町摺沢	上塚ノ沢ほか 地内	スギ、ヒノキ	2.45	26～45	一関地方森林組合	
029	16	131	一関市	大東町中川	根岸 地内	スギ	1.90	29,35	一関地方森林組合	
030	16	132	一関市	東山町松川	吉兆所ほか 地内	スギ	1.71	17～49	岩手県森林整備協同組合	
031	16	133	一関市	藤沢町西口	玉川ほか 地内	スギ	4.18	37～49	岩手県森林整備協同組合	
032	16	134	一関市	藤沢町黄海	本沢 地内	スギ、ヒノキ	5.70	16～44	一関地方森林組合	
033	16	135	一関市	藤沢町藤沢	菊城ほか 地内	スギ、ヒノキ	2.48	19～48	一関地方森林組合	
034	16	136	一関市	室根町津谷川	高山ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.60	24～31	一関地方森林組合	
035	16	137	釜石市	甲子町	第3地割 地内	スギ、カラマツ	21.80	24,26	岩手県森林整備協同組合	
036	16	138	釜石市	鶴住居町	第30地割ほか 地内	スギ	4.92	17～52	釜石地方森林組合	スギ 52年生 1.11ha
037	16	139	大槌町	金沢	第25地割ほか 地内	スギ、カラマツ	10.59	20,40	釜石地方森林組合	
038	16	140	宮古市	川内	第2地割 地内	カラマツ	6.10	28,29	宮古地方森林組合	
039	16	141	宮古市	和井内	第25地割 地内	カラマツ	18.72	22	岩手県森林整備協同組合	
040	16	142	宮古市	墓目	第9地割 地内	スギ、アカマツ	23.96	40,41	岩手県森林整備協同組合	
041	16	143	山田町	船越	第23地割 地内	スギ、アカマツ	2.68	41～47	岩手県森林整備協同組合	
042	16	144	岩泉町	中島	外川目 地内	スギ、アカマツ	1.57	24～48	岩手県森林整備協同組合	
043	16	145	田野畑村	和野 地内	—	スギ、ヒノキ	1.60	33	田野畑村森林組合	
044	16	146	陸前高田市	矢作町	湯漬畑ほか 地内	スギ	2.91	23～49	岩手県森林整備協同組合	
045	16	147	久慈市	夏井町鳥谷	第2地割ほか 地内	スギ	2.22	17,38	久慈地方森林組合	
046	16	148	普代村	第16地割	天拝坂 地内	スギ、アカマツ	7.42	22～47	久慈地方森林組合	
047	16	149	洋野町	大野第56地割	間ヶ沢 地内	アカマツ	3.97	36～43	岩手県森林整備協同組合	
048	16	070	釜石市	栗林町	第6地割ほか 地内	スギ	3.45	42,49	釜石地方森林組合	・追加申請(第3回委員会承認面積 21.76ha)
049	16	098	遠野市	宮守町	上鱒沢 地内	スギ	1.60	45	遠野地方森林組合	・追加申請(第5回委員会承認面積 5.00ha)

平成28年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号	市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
a	今回計	49施工地				267.97			
b	平成28年度既承認面積					479.75			
c	a + b					747.72			

いわて環境の森整備事業施工位置図（平成28年度）



凡 例	
既承認箇所	○
今回審査箇所	●

平成29年度 県民参加の森林づくり促進事業 応募団体一覧表

(単位:円)

番号	市町村	事業区分	回数	応募団体名	事業概要	H28 申請額	H29 申請額	主な経費	これまでの活動内容等との主な相違点【継続団体の場合】	備考
1	盛岡市	森林整備	9	間伐ボランティアいわて	森林整備、技術講習受講、木工教室	519,740	670,730	需用費(整備機材等)	活動内容:特になし 経費内容:備品費(チェーンソー)の増	
2	盛岡市	森林整備	4	親林遊山活樹倶楽部	雪害木除去等の森林整備	279,000	288,000	賃借料(整備機材)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
3	盛岡市	森林整備	5	一般社団法人 東北地域環境計画 研究会	間伐材利用による野生動物保護 及び害獣対策工作物の整備、技 術講習受講等	477,000	220,000	賃借料(整備機材)	活動内容:前年度実施した森林組合への間伐委託を実施しない 経費内容:間伐委託料の減	
4	盛岡市	森林整備	2	NPO法人 森林ボランティア 山仕事くらぶ	森林学習場所の整備	337,500	364,172	原材料費(東屋等製作)	活動内容:森林学習フィールドでの東屋、遊具の製作 経費内容:原材料費(東屋製作等)の増、需用費等の減	
5	雫石町	森林整備	2	森守の盛	間伐、技術講習受講、森林学習会 等	339,000	230,000	報償費(講師謝金)	活動内容:特になし 経費内容:賃借料等の減	
6	北上市	森林整備	6	みちのく郷山保全隊	間伐等の森林整備	602,595	588,276	需用費(整備機材等)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
7	北上市	森林整備	10	特定非営利活動法人 わが流域環境ネット	間伐等の森林整備	605,237	460,832	需用費(整備機材等)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
8	北上市	森林整備	新	あすの黒岩を築く会	地域森林の間伐作業等	-	736,000	報償費(指導者謝金)	新規団体	
9	一関市	森林整備	9	山目地域の里山を守る会	地域住民による森林整備活動	371,760	371,760	賃借料(整備機材)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
10	宮古市	森林整備	11	森を考える会	森林環境学習、森林整備技術講 習受講等	551,156	613,098	賃借料(整備機材等)	活動内容:作業道開設実地研修の実施 経費内容:需用費(整備関連経費)の増	
11	久慈市	森林整備	新	くじ☆らぼ	森林整備、緑化木の植樹	-	988,190	原材料費(緑化木苗木)	新規団体	

平成29年度 県民参加の森林づくり促進事業 応募団体一覧表

(単位:円)

番号	市町村	事業区分	回数	応募団体名	事業概要	H28 申請額	H29 申請額	主な経費	これまでの活動内容等との主な相違点【継続団体の場合】	備考
12	盛岡市	人材育成	9	NPO法人 いわて森林再生研究会	森林作業の安全技術講習開催	917,250	997,880	需用費(整備機材等)	活動内容:特になし 経費内容:備品費(チェーンソー)等の増	
13	紫波町	①人材育成 ②森林整備 ③森林学習	3	NPO法人 紫波みらい研究所	①森林整備講習会 ②里山整備 ③森林学習会	921,954	996,192	需用費(整備機材等)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
14	遠野市	人材育成	5	NPO法人 遠野エコネット	森林ボランティア養成講座開催	1,000,000	1,000,000	報償費(講師謝金)	活動内容:特になし 経費内容:備品購入費の増	
15	盛岡市	森林学習	7	鹿妻穴堰土地改良区	植樹体験学習、枝打体験学習、イベントでの間伐材利用普及啓発	290,000	580,000	賃借料(貸切バス等)	活動内容:植樹体験メニューの追加 経費内容:賃借料(植樹体験参加者用貸切バス代)等の増	
16	盛岡市	森林学習	8	特定非営利活動法人 緑の相談室	木工教室開催	200,000	200,000	原材料費(巣箱、餌台)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
17	盛岡市	森林学習	9	盛岡市	市民育樹祭による森林整備、環境学習	1,000,000	222,113	需用費(植樹記念標柱等)	活動内容:特になし 経費内容:賃金、原材料費等の減(市費負担額を大幅増)	
18	盛岡市	森林学習	3	特定非営利活動法人 日本メイプル協会	視覚障害者のための森林体験学習会開催	663,000	652,908	賃金(体験学習補助員)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
19	雫石町	森林学習	5	特定非営利活動法人 わらしやんど雫石	森林体験学習開催	210,880	238,180	賃借料(貸切バス等)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
20	八幡平市	森林学習	新	五日市里山を考える会	森林環境学習及び学習場所整備	—	571,000	賃借料(チップパー)	新規団体	
21	盛岡市	森林学習	8	なのりの里 生き生きプロジェクト	森林環境学習会、森林整備体験、木工教室、シイタケ植菌体験	544,800	450,200	賃金(森林整備補助員等)	活動内容:植樹規模縮小 経費内容:原材料費の減(植樹規模縮小に伴う関連経費減)	
22	盛岡市	森林学習	新	いわて森林 インストラクター会 (盛岡地区)	森林環境学習に関する安全管理研修開催	—	80,600	需用費(チラシ作成等)	新規団体	
23	奥州市	森林学習	3	ノームの会	森林学習会開催及び学習場所の整備等	288,400	326,320	需用費(整備機材等)	活動内容:森林学習会講師招聘(自然観察リーダー講座修了者) 経費内容:報償費等の増(講師招聘に伴う関連経費増)	
24	花巻市	森林学習	11	共に学ぶスクール 実行委員会	森林学習会、チェーンソー実技講習開催等	840,900	805,720	賃借料(実技講座機材等)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
25	遠野市	森林学習	11	遠野市	木工工作、枝打体験、植菌体験等	1,000,000	1,000,000	委託料(学習用家具製作)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	

平成29年度 県民参加の森林づくり促進事業 応募団体一覧表

(単位:円)

番号	市町村	事業区分	回数	応募団体名	事業概要	H28 申請額	H29 申請額	主な経費	これまでの活動内容等との主な相違点【継続団体の場合】	備考
26	一関市	森林学習	7	NPO法人 里山自然学校 はずみの里	森林学習会開催、植菌体験	125,000	119,800	需用費(事務用品等)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
27	一関市	森林学習	6	地縁団体 奥玉愛林公益会	植樹、森林環境学習開催	417,420	454,300	原材料費(苗木)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
28	一関市	森林学習	新	金沢生産森林組合	森林教室開催、カラマツ苗植付け 体験	—	208,284	原材料費(コンテナ苗)	新規団体	
29	宮古市	①森林学習 ②県材利用	8	宮古市	①森林学習会開催、整備体験等 ②市産材ベンチ等の製作、設置	376,331	973,334	委託料(市産材ベンチ等製作)	①活動内容:特になし、経費内容:特になし(H28経費376千円) ②新規事業(H29経費597千円)	
30	久慈市	森林学習	5	久慈地方 木材青壮年協議会	木工工作を通じた森林資源の循環等について学習	271,090	270,740	原材料費(工作キット)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	
31	久慈市	森林学習	4	久慈環境緑化まつり 実行委員会	イベントでの植菌体験、木工教室	236,014	114,670	原材料費(木工教室材料)	活動内容:特になし 経費内容:委託費(ポスター制作)等の減	
32	二戸市	森林学習	5	馬淵川上流流域 森林・林業活性化 センター	森林環境学習への講師派遣	249,000	249,000	報償費(講師)	活動内容:特になし 経費内容:特になし	

(目的)

第1 この要領は、別表県民参加の森林づくり促進事業(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 この事業は、県民自らが地域で主体的に取り組む別表記載の活動を支援し、県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するものである。

(県の助成)

第3 広域振興局長は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、その他関係規程に基づき補助する。

(事業の企画募集)

第4 知事は、別に定める県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領(以下「募集要領」という。)に基づき、事業の企画募集を行う。

2 別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所を整備対象とする企画書にあっては、市町村長がその旨を証する書面を添付するものとする。

(応募手続)

第5 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要領に基づき、企画書を所管の広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、提出のあった企画書について、当該内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。なお、別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、整備対象森林の区分を併せて確認するものとする。

(審査、決定)

第6 知事は、別に定めるいわての森林づくり県民税事業評価委員会における企画書の選定に係る審議結果を踏まえ、採択する企画書を決定し、その結果を応募団体へ通知する。なお、応募団体に通知する際は、広域振興局長を通じて行うものとする。

(補助金交付決定報告)

第7 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(完了確認)

第8 広域振興局長は、要綱に定める事業実績書の提出があったときは、書類検査及び現地検査を行うものとする。

(実績報告)

第9 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

別表

活動区分	活動内容	備考
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流域の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動
	(2) 森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動
2 森林の手入れを行う多様な担い手を育成する活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③ 森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動
5 森林資源を沿岸被災地の支援のために活かす活動	(1) 森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動
	(2) 県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動

平成 29 年度 県民参加の森林づくり促進事業 審査要領

(目的)

第 1 この要領は、平成 29 年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等を選定する企画審査について、必要な事項を定めるものとする。

(審査機関)

第 2 審査は、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱第 2 条により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(審査方法等)

第 3 審査は、県民参加の森林づくり促進事業企画書及び関係書類等により行うこととし、必要に応じて企画応募団体（以下「団体」という。）に聞き取りや追加資料を求めることとする。

2 審査項目

(1) 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取組みとなっていること。

(2) 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

(3) 効果性

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上や地域内外への波及効果等が見込まれること。

3 審査は、各委員が別紙審査票への記入により行う。

(1) 整合性は次のとおり判定する。

可・・・応募内容が選定対象活動として認められる。

否・・・ ” ” 認められない。

なお、「否」と判定した場合はその理由を記載する。

(2) 自主性、具体性及び効果性は、改善点や疑問点の意見等がある場合にのみ記載する。

(3) 企画の選定は、各委員の審査結果に基づき、委員会の合議により行うこととする。

ただし、委員の過半数が整合性について「否」と判定した企画は選定しない。

(4) 事業として選定された場合でも、経費の精査や縮減等の条件を付すことがある。

(結果通知)

第 4 知事は、委員会の選定結果に基づき、補助対象事業を決定し団体に通知する。

【別表（第3関係）】

活 動 区 分		活 動 内 容
1 森林をつくる活動	(1)森林整備活動	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ②川上・川下の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動
	(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動
2 多様な担い手の育成活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	①小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習や県産材利用意義の理解を深める取組と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ②木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動
5 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動 [被災地枠]	(1)森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動
	(2)県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動

平成 29 年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画募集要領

1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動などを支援しています。

皆さんの主体的なアイディアと参加による活動に関する企画を募集します。

2 募集対象活動

(1) 対象となる活動 (表-1)

活動区分		活動内容	対象団体
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動 (※1)	① 未利用放置の里山林再生や新たな活用を図るための森林整備 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備 例) ・NPO団体や地域住民による間伐などの森林整備 ・企業による森づくりボランティア活動 など	市町村 各種団体 NPO団体 県内に事務所のある法人
	(2) 森林所有者への啓発活動	間伐が必要な森林の所有者等に対し森林整備の必要性等を周知	
2 森林の手入れを行う多様な人材育成活動	人材育成活動	県民の森林整備参加促進のために実施する、新たに森林整備活動を行う個人や非営利団体等 ^(※2) が対象の森林施業等の研修 例) 新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催 など	
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習 ^(※3) 及びこれと連動した活動 例) ・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・森林環境学習の一環として実施する木工教室 ^(※4) やしいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催 など	
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動 ^(※5)	① 児童生徒等を対象とした森林環境学習や県産材 ^(※6) 利用意義の理解を深める取り組みと連動した教育施設 ^(※7) における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設 ^(※8) での木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③ 森林公園等の森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動 例) ・地元で製材加工した地元材による木製品を教育施設に設置 ・県産材で製作したテーブルや椅子、遊具を公民館等に設置 ・県産材で製作した案内板等を公的森林公園に設置 など	①は市町村・各種団体 ^(※11) ②③は市町村に限る
5 森林資源を沿岸被災地 ^(※10) のために活かす活動[被災地枠]	(1) 森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動 ^(※1) によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動 例) ・間伐材を薪に加工し燃料として被災地へ提供 ・県産材を使用したバス待合所やゴミステーションの整備 など	市町村 各種団体 NPO団体 県内に事務所のある法人
	(2) 県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動 ^(※9) 例) ・県産材で製作したテーブルを地域の公民館に設置 など	市町村

【対象となる活動（表－１）の注意事項】

- (※1) 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（原則として事業実施後１年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
ただし、当該年度に他の補助事業が導入される森林は対象外とします。
- (※2) 森林所有者のほか、設立後２年以内の森林ボランティアや活動団体等とします。
- (※3) 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- (※4) 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- (※5) 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。
- (※6) 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング^(※)とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
※フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として５０％以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- (※7) 教育施設とは、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、児童館及び託児施設とします。
- (※8) 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- (※9) 本活動は、単なる県産材利用施設の整備等ではなく、木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発と一体的に行うものとし、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。
- (※10) 沿岸被災地とは、東日本大震災での被害市町村のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町とします。
- (※11) 「４ 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に定める公益法人、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に定める学校法人に限ります。

(2) 対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 恒久的な施設整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
 - ア いわての森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
 - イ 「４ 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品などの整備
 - ウ 「５ 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動」のうち「(2)県産材の利用を促進する活動」で実施する木材・木材製品などの整備
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

3 事業実施期間

補助金交付決定の日 から 平成30年3月20日まで

4 応募対象団体

市町村、各種団体（規約等の定めがあり定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費は以下のとおりですが、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容	
賃金	外部補助員賃金等	詳細は別表(補助対象経費)のとおり
報償費	外部専門家謝金等	
旅費	外部専門家旅費等	
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等	
役務費	通信運搬費、傷害保険料等	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等	
原材料費	苗木代、木材代等	
備品購入費	機械機具等購入費	

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
 - ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
 - ③ 原則として単価が5万円を超える物品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
 - ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料
- ※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。ただし、特別な事情がある場合には、その理由を添えて申請してください。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものせず、間伐発生材料の活用など、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度である場合、原則として借入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動での産出林産物を搬出する場合は、放射性物質検査を実施してください。

6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円（4森林資源を活かす活動③除く）〕
ただし、企画内容等によっては経費の一部を査定する場合があります。

8 企画の応募

(1) 応募期間

平成29年2月1日（水）から平成29年3月3日（金）まで

(2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】平成29年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画書及びその電子データ
- ③【様式第3号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ④【様式第4号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑤【その他】団体のPR資料やパンフレットなど活動内容に関する資料

(3) 書類の提出先

応募団体の所在地を所管する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画書は以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審議されます。審議の過程では、企画の内容等について、応募団体からの説明や追加資料の提出を依頼する場合があります。（その際の費用は各団体の負担となります。）

(1) 整合性

企画内容は当事業の目的、趣旨に合致しているか。事業に要する経費は妥当か。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取り組みとなっているか。

(3) 具体性

事業計画が実行可能な計画、予算で立案されているか。

(4) 効果性

参加者等の森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。結果は応募団体に通知するとともに、県ホームページに掲載します。

11 補助金の交付申請

事業実施に伴う補助金を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後に使用する経費が補助対象となります。

12 事業の周知等

事業を実施する場合は、**「いわての森林づくり県民税」活用事業**であることを積極的に周知するよう計画し、事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。

また、継続して事業を行う団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供など
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示など
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成しておりますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。（電子データが必要な場合は提供します。）



- この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。
- × この活動は、県民参加の森林づくり促進事業を活用して実施しています。

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を製作する予定であり、希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。



13 安全対策の徹底

- ① 活動参加者の安全対策には万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底など事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- ② 特別の理由がない限り傷害保険等へ加入する計画としてください。
- ③ 森林内や屋外等で活動する場合は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメットなど保護具を着用してください。
- ④ 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械器具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- ⑤ 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- ⑥ 屋外活動人に危害を及ぼす恐れのある野生動物の出没状況の確認に努めてください。

14 その他

本事業の実施は、県議会の審議による平成29年度当初予算の成立により決定されるものであり、審議結果等によっては、事業の変更や中止となる場合があることを御了承ください。

なお、事業が変更や中止となった場合、応募団体からのいかなる損害賠償請求等もお受けいたしませんので併せて御了承ください。

(別表)

補助対象経費

費目	内容	留意事項
賃金	外部補助員の雇用に係る賃金	①1人1日当たり 11,000円を上限とする。 ②賃金の総額は補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ③散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	①1人1時間当たり4,100円を上限とする。 ②外部専門家は原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合はこの限りではない。 ③間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 ④活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は対象外とする。
旅費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品経費等)、資料印刷費(資料印刷代、写真現像代等)、燃料費(チェーンソーや刈払機用の燃料費等)等	①ヘルメットは計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 ②活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室用の工具セット類、茶菓等の食糧費は対象外とする。 ③林内作業用機材には、植物等由来燃料の使用に努めること。
役務費	通信運搬費(郵送料、切手代等)、傷害保険料等	①広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は補助対象外とする。 ②事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、1団体につき10,000円を上限とし対象経費とする。
委託料	委託料	特殊技術を要する作業等で、事業者が自ら行うことが真に困難と判断される場合に限る。 なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	貸切バスの利用など、高額な使用料等となる場合は、見積書等により金額や相手先等を明示できるようにすること。
原材料費	苗木代(緑化木を含む。)、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	①苗木のうち緑化木は、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断されるものとする。 ②木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。 ③活動周知用看板は華美・高価なものとしなすこと。 看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。
備品購入費	チェーンソーなどの機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	①備品は、性質形状を変えず、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上50,000円以下のものとする。(取得単価が50,000円を超える分は団体等の負担とする。) ②森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコンやデジタルカメラなど補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。 ③備品購入費の総額は補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ④備品購入後は備品管理のための台帳を整備し保管すること。

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。